

令和2年(行ウ)第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明弘外533名

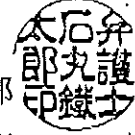
被告 神戸市長


第7準備書面

令和4年12月19日


神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中


被告訴訟代理人


弁護士 石 丸 鐵 太 郎 

弁護士 三 浦 


弁護士 森 有 

弁護士 藤 原 孝 洋 

弁護士 中 尾 悦 子 

弁護士 山 本 真 珠 子 

同復代理人

弁護士 普 喜 

原告第6準備書面において求められた、請求の重複に関する主張への釈明について、回答する。

第1 請求の趣旨第1項と第2項の重複について

1. 原告によれば、請求の趣旨第1項は、山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約全般に基づく支出命令及び支出行為の差止めを求めるものであり、令和3年2月5日付け橋梁下部工新設工事（その1）請負契約に基づく支出命令及び支出行為を含むということである（原告第3準備書面）。

また、原告は、請求の趣旨第2項において、「須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業務委託契約」に基づく令和2年1月23日付けの請負代金1億0145万円の支出行為、「桜木町2丁目歩道設置工事契約」に基づく令和2年1月22日付けの請負代金5009万0700円の支出行為及び「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）契約」に基づく令和3年2月5日付けの請負代金1億5994万円の支出行為につき、神戸市長に対する損害賠償請求の義務付けを求めている。

2. よって、請求の趣旨第2項で対象とされている支出行為のうち、令和3年2月5日付けの請負代金1億5994万円の支出は、請求の趣旨第1項の対象にも含まれているところ、請求の趣旨第2項は、すでになされた支出行為について、損害賠償請求の義務付けを求めるものであるから、請求の趣旨第1項の差止めの対象に含めることはできない。

被告が第4準備書面で「同じ請求が二重に評価されている」と主張した趣旨はこの意味であって、民事訴訟法142条の規定に関するものではない。

3. 原告におかれては、請求の趣旨第1項から、令和3年2月5日付け橋梁下部工新設工事（その1）請負契約に基づく支出命令及び支出行為を除外されたい。

第2 請求の趣旨第1項と請求の趣旨第3項の重複について

1. 原告によれば、請求の趣旨第3項は、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約全般について、締結の差止めを求めるものであり、一方、

請求の趣旨第1項は、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約の一部である「山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約」に基づく支出命令及び支出行為の差止めを求めるものである。

つまり、「山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約」については、請求の趣旨第1項で支出命令及び支出行為の差止めが、請求の趣旨第3項で支出負担行為の差止めが、それぞれ請求されているが、これらは一つの公金の支出を構成する一連の行為である。また、原告らは、前者の主張において、支出命令や支出行為に固有の違法事由を主張するわけではない。そうすると、請求の趣旨第1項の請求は、請求の趣旨第3項の請求に包摂される関係にあるから、原告らは、両請求につき判決を求めることはできないというべきである。

被告が第4準備書面で「同じ請求が二重に評価されている」と主張した趣旨はこの意味であって、民事訴訟法142条の規定に関するものではない。

2. よって、原告におかれては、請求の趣旨第1項について、契約締結が完了したものに限定するとともに、請求の趣旨第3項について、契約締結が完了したものを除外する等、請求の趣旨レベルで重複が生じないように、請求の趣旨を変更されたい。

以上